

添付法令資料 1 :

韓国建築法施行令（目次）

2023 年 9 月 12 日大統領令第 33717 号により一部改正 同日施行

第 1 章	総則（第 1 条ないし第 6 条の 5）
第 2 章	建築物の建築（第 7 条ないし第 22 条の 4）
第 3 章	建築物の維持及び管理（第 23 条ないし第 25 条）
第 4 章	建築物の敷地及び道路（第 26 条ないし第 31 条）
第 5 章	建築物の構造及び材料等（第 32 条ないし第 64 条）
第 6 章	地域及び地区の建築物（第 65 条ないし第 86 条の 2）
第 7 章	建築物の設備等（第 87 条ないし第 104 条）
第 8 章	特別建築区域等（第 105 条ないし第 110 条の 2）
第 8 章の 2	建築協定（第 110 条の 3 ないし第 110 条の 7）
第 8 章の 3	結合建築（第 111 条ないし第 111 条の 3）
第 9 章	補則（第 112 条ないし第 120 条）
第 10 章	罰則（第 121 条）
附則	